

質問 番号	分類	質問	回答
0001	創発的研究支援事業	創発とはどういう意味でしょうか。	創発とは、「Emergence」(発現、出現)を語源としており、物理学や生物学等で使用されている用語ですが、最近では組織論等でも使用され、「個人個人の能力や発想を組み合わせる取組により、ある一定の要件に基づいた予測や意図を超えるイノベーションを誘発する様」を示しています。 本事業においては、「創発」の意味にあるように、採択された多様な研究者が相互作用するような「場」を積極的に設定し、$1+1=2$に止まらず、知の爆発を引き起こし、「破壊的イノベーションにつながるシーズの創出」を先導することを狙っています。 更に、「Emergence」には「脱皮」という意味があり、採択された研究者にとって、本事業が卓抜した PI に脱皮する絶好の機会になることを期待します。 ※物理学や生物学等では、創発は「局所的な複数の相互作用が複雑に組織化することで、個別の要素の振る舞いからは予測できないようなシステムが構成されること」の意味で使われています。
0021	序章(2) 研究提案の応募方法について	応募の際に、所属機関の承諾書が必要ですか。	必要ありません。ただし、研究機関に求められる責務(「3.7. 研究機関の責務等」)が果たせない研究機関における研究実施は認められません。なお、研究提案時に海外機関に所属する研究提案者は、採択決定後に研究機関に求められる責務を果たせる国内研究機関

			への異動ができ次第、研究を開始できます。なお、研究開始の猶予期間に関しては、「3.4.5 研究の中断と延長制度、及び研究開始の猶予制度」をご参照ください。
0022	序章(2) 研究提案の応募方法について	研究提案書中の文字や図表はカラーでも大丈夫ですか。評価者は、カラーの状態で見ますか。	評価者は、カラーの状態で見ます。ただし、PDFの状態から印刷出力を行うこともあり、低解像度でも見やすい図表を使う等の配慮をお願いします。
2101	2.1 公募の対象となる研究提案	「公募の対象となる研究提案」に人文学・社会科学に関する課題は含まれるのでしょうか。	募集要項 2.1 ①～⑤のいずれかに該当するような破壊的イノベーションにつながるシーズの創出に寄与する研究課題であれば、人文学・社会科学に関するものも公募の対象となります。 なお、本事業では、事業趣旨として多様性と融合を重要視しています。また、科学技術・イノベーション基本計画(令和3年3月26日閣議決定)においては、多様で卓越した研究を生み出す環境の再構築のためのあるべき姿とその実現に向けた方向性として、新しい価値観や社会の在り方を探求・提示することなどを目指す人文・社会科学について、総合的・計画的に振興するとともに、自然科学の知と連携・協働を促進し、分野の垣根を越えた「総合知」の創出を進めることが示されています。 これらを踏まえ、本事業においては、研究分野(主)に「人文・社会」または「その他」に属する分野コードを登録した場合、研究分野(副)は「人文・社会」及び「その他」の分野に属さない分野コードを必ず登録する必要があります。

2102	2.1 公募の対象となる 研究提案	「破壊的イノベーション」とありますが、基礎的な研究は対象外でしょうか。また経済的な価値が明確な研究に対象を限定しているのでしょうか。	本事業では、失敗を恐れず<u>長期的に取り組む</u>必要のある挑戦的・独創的な内容で、<u>破壊的イノベーションにつながるシーズ</u>を創出する潜在性のある研究を対象としておりますので、理論的・基礎的な学術研究から応用研究に至るまで多様な研究課題を対象としています。 また破壊的イノベーションは予期せぬところから生まれると言われていいます。そのため現時点で経済的な価値が明確でない研究も対象とします。
2401	2.4 研究費	理論系の基礎研究では7年間で総額5,000万円、その内フェーズ1での総額は2,000万円に満たない研究費計画となりますが、上限一杯まで研究費を積み上げる必要はありますか。	本事業の研究費(7年間で総額5,000万円、フェーズ1の総額2,000万円)はあくまでも上限値なので、これに満たない額で申請頂いても問題ありません。 提案する研究費は、必要不可欠なものに厳選して頂けますようお願いいたします。 なお、不必要なものを過度に計上している場合は、審査・選考に影響を与える可能性があります。
2612-1	2.6.1(2) 応募要件	現在、海外研究機関に所属しており研究者番号を持っていません。どうしたらよいでしょうか。	e-Rad のホームページより新規登録を行って下さい。 詳しくは e-Rad ポータルサイトを確認してください。 https://www.e-rad.go.jp/researcher/index.html
2612-2	2.6.1(2) 応募要件	非常勤の職員(客員研究員等)でも応募は可能でしょうか。	応募要件を満足しており、また研究期間中、自らが研究実施体制をとることができ、かつ、JST が研究機関と委託研究契約を締結することができるのであれば、応募可能です。

2612-3	2.6.1(2) (3) 応募要件	(2)及び(3)の応募要件について、経験要件、研究費の受給経験、独立に関する条件を設ける理由は何でしょうか。	本事業では、自らが構想した挑戦的・独創的研究を提案し実行でき、独立して意欲的に研究を進める研究者を対象としております(独立が見込まれる研究者も含む)。このような研究者からの研究提案を募るため、独自の応募要件を設定しています。
2612-4	2.6.1(2) 応募要件	(2)f.の博士号取得後 15 年以内に出産・育児と介護等により研究に専念できない期間があった場合の応募要件は、2025 年 4 月 1 日時点で博士号取得後 20 年＋介護等の期間となるのでしょうか。	そのような方も応募要件は、2025 年 4 月 1 日時点で博士号取得後 20 年以下とします。
2612-5	2.6.1(2) 応募要件	(2) f.に記載のある「出産・育児により研究に専念できない期間があった者については、2025 年 4 月 1 日時点で博士号取得後 20 年以下(②に該当する者の場合は、博士号取得後 22 年以下)。」ですが、男性もこの要件の対象となるのでしょうか。	「出産・育児により研究に専念できない期間があった者」については性別による区別はありません。該当する場合は、母子手帳の写し、要介護認定の証明書写し等を e-Rad にて提出してください。
2612-6	2.6.1(2) 応募要件	(2)g.に記載のある「自己の責任と権限により使用することが可能な	公募による研究費を対象とします。

		研究費(研究代表者としての研究費)を、過去 2 年間に受給していたことがある、又は現在(2025 年度)受給中であること。」の自己の責任と権限により使用することができる研究費は研究機関から配分される研究費を含むのでしょうか。	所属する研究機関内の研究者だけを対象とした公募による研究費は含みません。
2612-7	2.6.1(2) 応募要件	(2)g.に記載のある「自己の責任と権限により使用することが可能な研究費(研究代表者として使用する研究費)を、過去 2 年以内に受給していたことがある、又は現在(2025 年度)受給中であること。」の研究費に海外特別研究員制度は含まれるのでしょうか。	海外特別研究員制度では、研究費と滞在費の区別が難しい状況にあります。そこで他の研究費を受給されていない場合は、募集要項中にあります、「現在、または、過去 2 年間に研究費を受給していない特段の事情がある場合は、提案書(様式 5)に理由を明記すること」と記載のとおり、提案書に＜現在、または、過去 2 年間に研究費を受給していない理由＞の記入欄がありますので、そちらに記入をお願いします。
2612-8	2.6.1(2) 応募要件	(2) g.に記載のある「自己の責任と権限により使用することが可能な公募による研究費(研究代表者として扱える公募にて獲得した研究費)を、過去 2 年間(2023 年度、2024 年度)に受給してい	過去 2 年以内に、自己の責任と権限により研究費(一般的には、物品費、旅費(渡航費を除く)、人件費、その他(外注費、会議費等)等を執行した実績があれば、「自己の責任と権限により使用することが可能な公募による研究費を過去 2 年以内に受給していたことがある」という要件を満たします。

		たことがある、又は現在(2025年度)受給中であること。」ですが、具体的にはどういことでしょうか。 また、現在受給している研究費が応募要件 g.を満たすかどうか、判断できません。	個別の研究費について要件を満たすかどうかについて、回答は致しかねますが、選考が進んだ段階で、応募要件の判断のため改めて確認させていただく場合もございますので予めご了承ください。
2612-9	2.6.1(2) 応募要件	(2)j.に記載のある<重複制限対象事業>の研究費を現在取得中ですが、本年度末で終了する予定です。応募可能でしょうか。	応募可能です。採択された場合、研究開始は2026年8月からとなります。条件により研究開始の猶予制度を利用できますので、3.4.5.(2)「研究開始の猶予制度」をご参照ください。
2612-10	2.6.1(2) 応募要件	(2)j.に記載のある<重複制限対象事業>と本事業に重複して応募することは可能でしょうか。	<重複制限対象事業>と本事業に重複して応募することは可能です。ただし、<重複制限対象事業>と本事業の両方に採択された場合は、どちらかをご辞退頂くことになりますので、速やかにJSTに連絡願います。
2612-11	2.6.1(2) 応募要件	(2)j.に記載のある「<重複制限対象事業>に示す研究費に研究代表者等として採択されている場合、応募することはできませ	「研究代表者等」は、原則として「代表的な立場にある方」のことを指します。研究分担者等は重複制限対象に原則含みません。 なお、事業や制度によって様々な呼称があり、一律に範囲を規定するのが難しいため、ご自身が該当するか、上記の基準では判断が困難な場合は、個別にお問い合わせください。

		ん。」の研究代表者等の範囲は どこまでなのでしょうか。	
2612-12	2.6.1(2) 応募要件	本事業に採択され研究を推進中 に、(2)j.に記載のある＜重複制 限対象事業＞への応募は可能 でしょうか。	採択後も＜重複制限対象事業＞への応募は可能です。ただし＜ 重複制限対象事業＞にフェーズ 1 最終年の前年迄※に応募し採択 された場合、本事業は終了となりますので、速やかに JST に連絡願 います。フェーズ 1 最終年以降※の場合で、かつステージゲート審査 を通過した創発研究者は、創発 PO を中心とした研究計画の精査に より承認が得られれば、重複して研究を継続することが可能ですの で、個別にお問い合わせください。 ※研究の猶予期間や中断があった場合は、時期が遅れます。
2613-1	2.6.1(3) 応募要件	(3)②の独立に関する条件の大 学院生等は大学院生以外にど のような人を対象としているの でしょうか。	研究員や学部生等を想定しています。
2613-2	2.6.1 (3) 独立に関する条件	「(3) 独立に関する条件」に記 載の①～④について、いずれか、 もしくは全ての条件を満たして いない場合でも応募は可能で しょうか。	独立に関する条件は応募時に満たされていることが必須ではあり ませんので、応募いただくことは可能です。
2621	2.6.2 研究体制	他の研究グループと共同で研究 提案できるのでしょうか。	研究費を他のグループに配分することはできませんので、個人もし くは単独グループで研究提案をしてください。

2622	2.6.2 研究体制	他の研究者へ研究費を配分しない共同研究を行うことも妨げられるのでしょうか。	提案の研究を遂行する上で必要な研究の一部を、他の研究グループが分担して実施することは問題ありません。ただし、研究費を配分することはできません。また研究計画等で分担の内容を確認させていただく場合があります。
2811	2.8.1 選考の流れ	研究分野(主)と研究分野(副)の両方を必ず登録すること、との記載がありますが、その理由は何でしょうか。 また研究分野(主)と研究分野(副)が同じでも構いません、との記載がありますが、なぜ同じでも登録しないといけないのでしょうか。	本事業では多様性と融合を重要視しており、分野を跨がる挑戦的・独創的な研究提案を的確に評価するため、研究分野(主)と(副)の両方の情報を用いて、評価者の選定をさせていただきます。また、研究分野(主)と(副)が同じ場合でも登録する理由は、入力漏れでないことの確認、また当方のプロセス上必要であること、等によるものです。ご協力をお願いいたします。
2812	2.8.1 選考の流れ	面接選考会の日都合がつかない場合、代理に面接選考を受けさせてもいいですか。あるいは、面接選考の日程を変更してもらうことはできますか。	面接選考の代理はお断りしています。また、多くの評価者の日程を調整した結果、決定された日程ですので、日程の再調整はできません。面接選考のスケジュールは、研究提案募集ウェブサイト(https://www.jst.go.jp/souhatsu/call/index.html)に掲載しますので、そちらを確認し、日程の確保をお願いします。また面接選考対象者には、別途電子メールにてご連絡いたします。

2821	2.8.2 (1) 選考に関わる者の利益相反マネジメント	「選考に関わる者について懸念点等ある場合は、研究提案書の「特記事項(様式 7)」に記載してください。」とありますが、具体的にはどのような場合が対象となるでしょうか。 「研究提案者と評価者の利害関係の有無」に関して、利害関係に該当するか判断がつかない状況です。	2.8.2 (1) 選考に関わる者の利益相反マネジメント a.～g.の記載事項をご参照の上、少しでも該当すると思われる場合には、研究提案書の「様式7 特記事項」に記載してください。個別の事例に対するご回答は致しかねます。 なお、募集要項における利益相反マネジメントは、研究提案書提出時および選考時における立場・状況の情報にて実施します。 また、評価者からも利害関係を申告いただき、双方の情報をもとに、利益相反マネジメントを実施いたします。
3101	3.1 研究計画	研究提案時に指定した創発 PO とメンターを担う創発 PO が異なる場合があるとの記載がありますが、何故ですか。	創発研究者の研究内容から他の創発 PO がメンターとなった方がよいと判断された場合等に、応募時に指定した創発 PO と異なる創発 PO がメンターとなることがあります。また、諸事情により PO が交代となることもあります。
3321	3.3.2 間接経費	間接経費は、研究契約を締結する全ての研究機関に支払われるのですか。	委託研究契約を締結する全ての研究機関に対して、間接経費として、原則、研究費(直接経費)の 30%に当たる額を上限として別途お支払いします。
3322	3.3.2 間接経費	間接経費は、どのような使途に支出するのですか。	間接経費は、本事業に採択された研究課題に参加する研究者の研究環境の改善や、研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費に対して、研究機関が充当する為の資金です。

3601	3.6 研究者の責務	なぜ採択された研究者の責務として、研究活動時間の割合の設定を行うのですか。	本事業は、所属機関に期待する研究環境整備に加え、研究費の使途を学内業務の代行費等に拡大することにより研究者の研究活動以外の負担軽減を可能とする制度を導入しており、創発的研究の遂行にふさわしい適切な研究環境の確保を期待しています。そのため、採択された研究者は、研究活動への従事割合を 3.6.1.の基準以上確保することを求めます。なお、専攻ごとの職務活動時間全体に対する研究活動時間の割合は、「大学等におけるフルタイム換算データに関する調査報告書(令和元年 6 月 26 日、NISTEP)」での平成 30 年度データをもとに設定しています。 なお、この基準は、創発的研究だけでなく、研究活動全体が、職務活動に占める割合ですので、ご注意ください。
3602	3.6 研究者の責務	1.の職務活動全体に占める研究活動時間の基準が、理学系・工農学系、医学系で異なりますが、自分の研究がどこに分類されるか判断が難しいです。どうすればよろしいでしょうか。	採択後、創発 PO 等と協議の上、判断いたします。
4101	4.1 研究倫理教育	所属機関において実施している研究倫理教育に関するプログラムはどのような内容でなければいけませんか。	募集要項の 4.1 に記載されていますのでご参照下さい。

4102	4.1 研究倫理教育	研究倫理教育に関するプログラムの修了を証明する書類を提出する必要がありますか。	提出の必要はありません。
4103	4.1 研究倫理教育	eAPRIN(旧 CITI) e-ラーニングプログラムダイジェスト版を修了しましたが、受講確認書番号はどのように確認すればよいですか。	クイズに合格後、受講確認書を発行することができます。受講確認書に記載されている受講確認書番号(数字 7 桁+ARD)が表記されています。
4104	4.1 研究倫理教育	機関の教育プログラムを履修していないため、eAPRIN(旧 CITI) e-ラーニングプログラムダイジェスト版を受講する予定ですが、母国語が日本語でない場合等、日本語の内容による受講が困難な場合はどのようにしたらよいでしょうか。	eAPRIN(旧 CITI) e-ラーニングプログラムダイジェスト版を英語に翻訳したものが用意されていますので、以下のウェブサイトから受講をお願いします。 https://edu2.aprin.or.jp/ard/
4105	4.1 研究倫理教育	応募締切までに研究倫理教育に関するプログラムの受講が完了しません。応募締切後に受講を完了してもよいでしょうか。	研究倫理プログラムの受講完了が応募の必須条件となります。応募締切後の受講は認めませんのでご注意ください。
5311	5.3.1 e-Rad の操作	e-Rad にて研究提案書の一時保存ができません。	「別紙:府省共通研究開発管理システム(e-Rad)による応募方法」に記載されている項目を全て入力しないと、一時保存ができません。

			一時保存した後も入力内容の変更は可能ですので、必要に応じて仮の情報を入れることで一時保存できるようになります。
5312	5.3.1 e-Rad の操作	2027 年 3 月末までに終了予定のさがけ(もしくは PRIME)に採択されている状態で申請する場合、創発的研究を実施しない初年度(2026 年度)のエフォート率はどのように記載したらよろしいでしょうか。	e-Rad 画面の「研究経費・研究組織」タブ内、■研究組織の項目において入力する初年度(2026 年度)のエフォート率は 1%以上とする必要がありますので、エフォートの空きがない場合は他の事業のエフォートを修正するなどしてエフォートを確保してください。エフォートの修正を行うにあたっては、あらかじめ当該事業担当者にご連絡をお願いします。なお、提案書における本事業の 2026 年度エフォート率には、研究を開始する年度のエフォート率を記載してください。
5313	5.3.1 e-Rad の操作	現在、海外研究機関に所属していますが、仮に採択された場合でも初年度(2026 年度)中に創発的研究を開始できる国内研究機関に異動することは難しいと考えられます。創発的研究を実施しない初年度(2026 年度)のエフォート率はどのように記載したらよろしいでしょうか。	e-Rad 画面の「研究経費・研究組織」タブ内、■研究組織の項目において入力する初年度(2026 年度)のエフォート率は 1%以上とする必要がありますので、エフォートの空きがない場合は他の事業のエフォートを修正するなどしてエフォートを確保してください。エフォートの修正を行うにあたっては、あらかじめ当該事業担当者にご連絡をお願いします。なお、提案書における本事業の 2026 年度エフォート率には、研究を開始する予定の年度のエフォート率を記載してください。
5314	5.3.1 e-Rad の操作	申請する研究提案は科学技術と人文・社会系の融合分野の研究ですが、e-Rad の研究分野はど	研究分野(主)に「人文・社会」または「その他」に属する分野コードを登録した場合は、「研究分野(副)」では必ず人文社会系以外の分野を選択してください。当該分野の分野コードは、「応募要項 6.1 創

		のように登録すればいいでしょうか。	発 PO が主に担当する研究分野」でご確認ください。「研究分野（副）」を登録していない場合は、提案を受け付けません。また研究分野（主）・（副）の両方に「人文・社会」分野または「その他」分野に属する分野コードを登録した場合も、提案を受け付けません。
5315	e-Rad の操作 (ステータスについて)	【募集締め切り後】 e-Rad のステータスが「配分機関 処理中 申請中」となっていますが、応募は受け付けられているでしょうか。	e-Rad の【提出済の研究課題の管理】より検索いただき、「配分機関処理中 申請中」と表示がされていれば提案書は提出がされた状態となります。なお、研究提案書を事務局にて確認し、応募要件等を満たしていない場合、「不受理」となることがあります。
6101	6.1 創発パネル	創発パネルによって採択率は異なるでしょうか？採択されやすい創発パネルはありますか？	各創発パネルの採択率は大きく異なりません。 なお各創発パネルが主に担当する分野によって、研究者の人数や応募数が異なるため、各創発パネルで採択される人数は異なります。
9901	その他 提案書様式	提案書様式の「他制度での助成等の有無」の注記に海外機関を含む、とありますが、海外機関からの受入予定あるいは申請中の研究資金について、具体的に何を記載すればよいですか。	応募時点において、研究者が応募中及び受入予定の研究費を幅広く記入していただくことになりますので、競争的研究費、民間財団からの助成金、企業からの受託研究費や共同研究費等、外国から受け入れる全ての研究資金について記入するようにしてください。

9902	その他 提案書様式	提案書の様式 5 において、 researchmap を利用する場合、 「非公開設定」や「研究者のみに 公開」にしている、審査の際に 参照できますか。	ご提案を担当する評価者がもれなく閲覧できるように、「公開」に設定 変更頂くようお願い申し上げます。
9903	その他 提案書様式	研究提案書 記入要領 P.1 青字 の記載ガイドにある以下の記載 について、 ・このような制限をかけている理 由はなぜでしょうか。 ・太字、斜体、下線も認められな いのでしょうか。 ***** ・以下の事項が遵守されていな い場合、研究提案が不受理とな ることがあります。 ・すべての様式の書式設定、スタ イル設定、行間サイズは変更しな いください。 ・すべての様式の本文のフォント サイズは 10.5 ポイント以上(厳 守)としてください。 *****	書式等の過度な改変により査読が困難となることを避けるため、審査 の公平性および可読性と一貫性の観点で制限を設けております。 太字、斜体、下線などは学術的な慣習で用いられることもありますの で強調表現を理由に使用不可としませんが、過度な使用は避けてく ださい。 フォントについては、作業環境によって使用が困難な場合はご相談く ださい。 上記を踏まえ、研究提案書の記載ガイドに沿って、提案書を作成くだ さい。応募要件が満たされ、評価を困難とする不備がなければ受理い たします。